

小学生保護者のみなさまへ

藤沢市教育委員会からのお知らせ②

分散登校時の居場所対応と給食開始までの昼食の支援について

1. 分散登校時の居場所対応

分散登校期間中は、登校していない時間帯の児童を対象に居場所を開設いたします。但し、教職員による居場所対応は行えないことから、児童の見守りは青少年指導員を中心に対応いたします。なお、個別の対応はできませんのでご了承ください。状況をご理解の上、利用条件に該当される方を対象に、事前の申し込みにより受け入れを行います。

【対象】保護者が仕事を休めない場合や疾病等により家庭で子どもの面倒をみるのが困難な場合で、自宅においてひとりで過ごすことが難しい4年生以下の児童

※ いずれの場合も、保護者の休暇取得、在宅勤務が困難であること及び保護者以外の家族による対応が困難な場合に限りです。

※ 利用する場合には、家庭での児童の検温と健康状態を確認して、健康調査票に記入のうえ、持参させてください。かぜ症状等がある場合には自宅での休養を徹底させてください。

【実施日】6月1日（月）～6月12日（金）の平日のみ

【時間】8：30から12：30までの間で、分散登校をしていない時間

【申込み】学校ホームページ保護者ログイン画面の申込み入力フォーム（以前お知らせしたアカウントとパスワードでログインしてください）または、学校へ電話で申込みください。

（入力フォームでの申込み）

5月22日（金）～5月26日（火）の16：00まで

（電話での申込み）

5月22日（金）・25日（月）・26日（火）の9：00～16：00の間に学校へ申込みください。

※締め切りを過ぎての申込みはできません。ただし、締め切り後に就労状況等が変わった場合は、学校にご相談ください。

※緊急時の連絡として、見守り対応する青少年指導員へ氏名・連絡先の個人情報を提供いたしますので、ご同意をいただきます。

2. 給食開始までの昼食の支援について

分散登校の開始に伴い、これまで行ってきた昼食の支援は終了いたします。今後は次の内容により食材の提供を行いますので、引き続き食の支援が必要なご家庭は、内容をご確認のうえ、お申込みください。

【対象】ひとり親家庭や保護者が病気等で働けない、生活に困っているなどの理由で、食の支援が必要な家庭

【内容】児童の昼食分として、お米・ふりかけ・レトルト食品・飲料等を給食が開始となるまでの日数分程度を箱詰めし、まとめてご家庭にお届けします。配付は藤沢市社会福祉協議会の職員が行います。

【配付時期】 5月28日（木）～6月3日（水）の間で1回訪問します。

【申込み】 学校ホームページ保護者ログイン画面の申込み入力フォーム（以前お知らせしたアカウントとパスワードでログインしてください）または、学校へ電話で申込みください。

（入力フォームでの申込み）

5月22日（金）～5月26日（火）の16：00まで

（電話での申込み）

5月22日（金）・25日（月）・26日（火）の9：00～16：00の間に学校へ申込みください。

※締め切りを過ぎての申込みはできません。

※食物アレルギーがある場合は対応ができないため申し込みはできません。

※ご家庭への配布にあたり、藤沢市社会福祉協議会の職員へ住所・氏名・連絡先の個人情報を提供いたしますので、ご同意をいただきます。

※自己負担金はありません。